

公益通報者保護法施行に伴う目黒区における通報処理に関する取扱要綱

平成 18 年 4 月 1 日付け目総総第 26 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づく外部の労働者からの公益通報（以下「通報」という。）を適切に処理するための基本的事項を定めることにより、当該通報に係る公益通報者（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(通報処理に従事する者の責務)

第 2 条 通報の処理に従事する者（以下「従事者」という。）は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者は、通報者からの通報、相談に際して、事実の確認に努めるとともに通報者の秘密が保持されることを説明しなければならない。
- 3 従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報の受付)

第 3 条 通報対象事実に係る事務を所掌する課又は所等（以下「課等」という。）は、通報者からの通報があった場合に公益通報受付台帳（外部通報）（別記様式 1）（以下「台帳」という。）に記入する。また、区が処分等の権限を有しない事案に係る相談があった場合に受付を行うとともに、台帳に記入するものとする。

- 2 通報者が課等を不知である場合又は通報対象事実に該当するか否かが不明である場合には、総務課において受け付けるものとする。
- 3 前項の場合において、通報者からの聞き取り又は調査等により課等が判明したときは、遅滞なくその旨を通報者に通知するとともに、総務課から当該課等に台帳により処理を引き継ぐものとする。

(教示)

第 4 条 課等は、区が処分等の権限を有しない事案に係る通報を受けた場合は、権限を有する行政機関を通報者に適切に教示するものとする。

(調査の実施)

第 5 条 課等は、通報を受け付けたときは、必要な調査を行い、調査の経過及び結果を台帳に記載するとともに、調査の進捗状況又は調査結果を通報者へ遅滞なく通知するものとする。

- 2 課等は、調査の実施に当たって、通報者の秘密を守るため通報者が特定されないよう配慮するとともに、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮して調査しなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第6条 調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

2 前項の措置をとったときは、その内容を通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(総務課への報告)

第7条 課等は、通報に関する相談、教示、措置の処理が終了したときは公益通報処理報告書(別記様式2)により総務課に報告するものとする。

(標準処理期間)

第8条 通報の受付から調査等の処理の終了までの標準処理期間は、60日とする。

なお、60日を超えて調査等の処理が必要な場合は、必要と見込まれる期間を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

(台帳等の保存)

第9条 台帳、報告書及び調査関係資料は、通報者の秘密保持に配慮して受付の日から5年間保存しなければならない。

付則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。